

福島市告示第310号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5及び第115条の15の規定により指定地域密着型サービス事業及び指定介護予防地域密着型サービス事業の廃止に係る届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年10月31日

福島市長 木 幡 浩

1 廃止事業所

(1)グループホーム ハートピア

- ①申請者 福島市北五老内町3番9号
有限会社アイ・エヌ・エス
取締役 馬場 真希子
- ②事業所所在地 福島市北五老内町3番9号
- ③サービスの種類 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

(2)グループホーム ユーズホーム

- ①申請者 福島市泉字台1番地の1
社会福祉法人ゆず福祉会
理事長 大内 澤夫
- ②事業所所在地 福島市泉字台1番地の1
- ③サービスの種類 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

(3)ニチイケアセンター福島野田

- ①申請者 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ
株式会社ニチイ学館
代表取締役 中川 創太
- ②事業所所在地 福島市野田町字台68番地の2
- ③サービスの種類 認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護

2 廃止年月日

令和7年10月31日